

津波時等における一時避難施設としての使用に関する協定書

津波時等における一時避難施設としての使用に関し、福山市（以下「甲」という。）と日本化薬株式会社（以下「乙」という。）、株式会社天満屋ストア（以下「丙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、福山市域に津波が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害発生時」という。）における一時避難施設として、乙及び丙が管理する別表に掲げる施設（以下「対象施設」という。）を地域住民等が使用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（使用用途）

第2条 この協定による対象施設の使用用途は、災害発生時における一時避難施設とする。

（使用不可の場合の報告）

第3条 乙及び丙は、何らかの事情により対象施設の一部又は全部について、前条に規定する使用用途としての使用が不可能となるときには、直ちに甲に連絡するものとする。

（施設利用の通知）

第4条 甲は、災害発生時において、第2条に規定する使用用途で地域住民等が使用するための支援協力（以下単に「支援協力」という。）が必要であると認めたときは、事前に乙及び丙に対しその旨を文書又は口頭で通知する。

（津波避難ビルの指定）

第5条 甲は、対象施設を津波避難ビルとして指定する。

（津波避難ビルの使用）

第6条 津波避難ビルは、津波警報が発表され、市内に避難勧告又は避難指示が発令されたときから、津波警報の解除等により津波の恐れがなくなったときまで、原則甲の職員の立会いのもと使用できるものとする。ただし、避難勧告又は避難指示が発令されていない場合であっても、津波による危険が切迫した状況であるときは、前段の規定にかかわらず、これを使用できるものとする。

2 乙及び丙は、避難受入れにあたっては、避難スペースと安全の確保のため、原則として立体駐車場及び屋上部分への一般車両の進入を認めないこととする。ただし、緊急車両や福祉車両等で、乙及び丙が通行を認めた場合はこの限りではない。

（費用負担）

第7条 この協定の定めるところにより対象施設を使用する場合の使用料は、無料とする。

(施設・備品の破損時等の対応)

第8条 対象施設が第2条に規定する使用用途として使用された場合において、対象施設や備品等が破損又は汚損等した場合には、甲がこの復旧に係る費用を負担するものとする。

(避難時の事故等に係る責任)

第9条 乙及び丙は、対象施設に地域住民等が避難した際に発生した事故等（以下「本件事故」という。）に対する責任を一切負わないものとする。なお、本件事故を被った地域住民等が、乙及び丙に何らかの請求をしてきた場合は、甲が自己の責任と負担において対処し、乙及び丙に一切の迷惑をかけないものとする。

(一時避難施設の終了)

第10条 甲は、第2条に規定する使用用途としての使用を終了する際は、一時避難施設使用終了届を乙及び丙に対し、提出するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、この協定締結の日から1年間とする。ただし、協定期間の満了する1か月前までに、甲、乙又は丙から何らの意思表示がないときは、この協定の有効期間は更に1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

(取扱窓口)

第12条 この協定の取扱窓口は、甲にあっては企画総務局総務部危機管理防災課、乙にあっては日本化薬株式会社福山事務所、丙にあっては天満屋ハッピータウンポートプラザ店とする。

2 甲、乙及び丙は、毎年度当初に支援協力の要請時の連絡担当者及び連絡手段等について、相互に確認するものとする。

(退店時の場合)

第13条 丙が退店したときはこの協定を無効とする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

(別表)

施 設 名 称	所 在 地
天満屋ハピータウンポートプラザ店 立体駐車場 3階, 屋上部分	入船町 3-1-25

この協定の締結の証として、本書を3通を作成し、甲、乙及び丙記名押印の上、各1通を保有する。

2013年(平成25年) 7月12日

甲 福山市東桜町3番5号
福山市
福山市長 羽 田 皓

乙 東京都千代田区富士見一丁目11番2号
日本化薬株式会社
代表取締役社長 萬 代 晃

丙 岡山県岡山市北区岡町13番16号
株式会社 天満屋ストア
取締役社長 橋 本 和 雄